企業基盤

人権の尊重

日立金属グループは、「日立金属グループ行動規範」、それを補完する「日立金属グループ人権方針」に おいて、人権の尊重について定め、事業活動に関わるあらゆる人びとの権利を尊重し、侵害しないよう に努めることを基本姿勢としています。

「日立金属グループ人権方針」の実践

2013年12月に「日立金属グループ人権方針」を策定しまし た。この方針では、国際人権章典ならびに国際労働機関(ILO) の「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」に記さ れた人権を最低限のものと理解し、国連の「ビジネスと人権に

関する指導原則」に基づく人権デュー・デリジェンスをはじめ、 適切な教育、当社が事業活動を行う地域や国の法令遵守など、 国際的な人権の原則を尊重するための方策を追求していくこと を明確に定めています。

人権デュー・デリジェンスの取り組み

人権デュー・デリジェンスは、人権に対する影響を特定して評 価対応し、マイナスの影響に対して予防や救済措置を講じて、 その効果を継続的に検証していくものです。日立金属グルー プでは、事業活動において自社やバリューチェーンにおける人 権への影響を、「深刻さ」と「発生可能性」の観点から人権リスク を評価し、優先づけして対策を講じていきたいと考えています。

当社は、株式会社日立製作所を中心とする人権デュー・デリ ジェンスに参加しており、調達部門においてサプライチェーン における人権への影響評価、人財部門において従業員の人 権への影響評価を行うなど、優先度と対策の検討を行ってい ます。

人権尊重啓発活動とハラスメント防止の取り組み

計画的に人権意識を高めるために、e-ラーニングによる人 権教育や階層別研修などを定期的に実施しています(2019年 度連結ベース人権関連研修受講者数7,022名)。また、「日立 金属グループ人権方針 | が全ての活動に組み込まれるよう、各 種ハラスメント相談窓口を設置しています。

事業活動がグローバルで急速に進展する中、宗教や国籍の 違い、障がいの有無、性別などにより人権の侵害が起こらな いように人権意識の向上と対策を推進していきます。